

財形年金預金

(令和8年1月16日現在適用中)

1. 商品名	財形年金預金																
2. 対象	当行と財形貯蓄契約をしている企業の従業員の方で、契約時の年齢が満55歳未満の方 ※他金融機関を含めお一人さま1契約となります。																
3. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 積立期間	(1)給与・賞与からの天引き (2)1回当たり1円以上 (3)1円単位 (4)5年以上 ※年1回以上定期的に預入																
4. 預金の種類	・毎回の積立は自動継続期日指定定期預金（最長預入期間3年）で預入されます。 ・預入期間が1年未満となるものはスーパー定期預金で預入されます。																
5. 据置期間	最終預入日から6か月以上5年以内																
6. 年金受取 (1)受取開始 (2)受取期間	(1)満60歳に達した日以降 (2)年金受取開始日から5年以上20年以内の期間で、3か月毎に指定の受取口座へ入金します。 ※受取回数は21回以上80回以内となります。																
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)課税方法	(1)預入時または継続時における店頭表示の期日指定定期預金またはスーパー定期預金の利率を適用します。 (2)年金支払日に元金とともに支払いします。 (3)付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算 (4)・財形住宅預金と合わせて元本550万円（元加利息含む）までは非課税となります。 ※ただし、非課税限度額を超過した場合、または積立の中断が2年を超えた場合には、その後に支払われる利息に対して20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ・年金目的以外の払戻の場合、課税扱いでの全額解約となります。既に非課税として支払われた利息についても、支払日より5年間かかるのぼって源泉徴収されます。																
8. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日または書替継続日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・期日指定定期預金の場合 <table> <tr> <td>A 預入期間が6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>B 預入期間が6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> ・スーパー定期預金の場合 <table> <tr> <td>A 預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>B 預入期間が6か月以上1年未満</td> <td>預入時または継続時における店頭表示のスーパー定期預金利率の利率×50%</td> </tr> </table>	A 預入期間が6か月未満	解約日における普通預金利率	B 預入期間が6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	F 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	A 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金利率	B 預入期間が6か月以上1年未満	預入時または継続時における店頭表示のスーパー定期預金利率の利率×50%
A 預入期間が6か月未満	解約日における普通預金利率																
B 預入期間が6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																
C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																
D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																
E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																
F 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																
A 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金利率																
B 預入期間が6か月以上1年未満	預入時または継続時における店頭表示のスーパー定期預金利率の利率×50%																

9. 金利情報の入手方法	窓口でお問合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みは勤務先（事業主）経由となります。 ・本商品は預金保険の対象であり、合算して元本1,000万円までとその利息等の範囲内で保護されます。 ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
相談・苦情等受付窓口 足利銀行お客様相談室 028-622-0111	当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772